熊本市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

制定　平成２５年１０月２９日　健康福祉子ども局長決裁
改正　平成２６年　２月２６日　健康福祉子ども局長決裁
　　平成２７年　３月２７日　健康福祉子ども局長決裁
　　平成２９年　３月２９日　健康福祉局長決裁
　　平成３０年　１月　４日　保護管理援護課長決裁
　　平成３０年１２月１９日　健康福祉局長決裁
　　令和元年１１月　８日　保護管理援護課長決裁
　　令和　３年１月　５日　保護管理援護課長決裁
　　令和　５年１０月２４日　保護管理援護課長決裁
　　令和　６年　３月２６日　保護管理援護課長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号。以下「法」という。）第３条第２項に規定される生活困窮者自立相談支援事業（以下「本事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成２７年政令第４０号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（本事業の目的）

第２条　本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第３条　本事業の実施主体は、熊本市とする。

（委託）

第４条　本事業は、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人その他市長が適当と認めるものへ委託して実施する。

（委託期間）

第５条　委託期間は、３年度（４月１日から３年度目の年３月３１日までをいう。）以内とする。

（支援対象者）

第６条　本事業による支援の対象者は、法第３条第１項に規定する生活困窮者（以下「支援対象者」という。）とする。

（事業の実施）

第７条　本事業の実施については、次に掲げる事項について当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)　生活困窮者の把握及び相談の受付

ア　本事業の受託者（以下「自立相談支援機関」という。）は、生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所及び自宅等への訪問により、相談を受け付けること。

イ　相談の受付に当たっては、相談者の課題を的確に把握し、相談があった日から翌４営業日以内にアセスメント会議を開催し、本事業による支援及び他制度の相談窓口等との連携の必要性について協議し、判断の上、書面にて記録すること。ただし、明らかに本事業による支援を要せず他制度の窓口等との連携が適当と思われるケース等については、相談があった日の翌営業日までに、主任相談員、各支援員等での協議の上、アセスメント会議の要否を判断すること。

ウ　前号の結果、他制度の相談窓口等との連携が適当と判断された生活困窮者については、相談窓口に同行し手続きの支援を行う等、当該者の状況に応じて適切に他機関との連携を図ること。その際、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずること。

エ　前号において他制度や他機関へつないだ相談者については、必要に応じてつなぎ先の機関へ当該者の状況

について確認する等、適宜フォローアップを行うこと。

⑵　アセスメント及びプランの策定

ア　自立相談支援機関は、前項イの結果、自立相談支援機関による支援が妥当と判断されるケースについては、改めて生活状況や課題の把握及び本人の意思の十分な確認（以下「アセスメント」という。）を行い、その結果を踏まえて支援計画（以下「プラン」という。）を作成すること。

イ　プランの内容は、次に掲げる支援及び事業を活用し、アセスメントにより得た本人の情報に照らして適切なものとなるよう努めること。

(ｱ)　自立相談支援機関の就労支援員等による就労支援
(ｲ)　住居確保給付金の支給
(ｳ)　就労準備支援事業
(ｴ)　一時生活支援事業
(ｵ)　家計改善支援事業
(ｶ)　生活困窮者就労訓練事業
(ｷ)　子どもの学習・生活支援事業
(ｸ)　生活福祉資金貸付事業
(ｹ)　ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
(ｺ)　生活保護申請、法テラス等その他必要な福祉施策等へのつなぎ
(ｻ)　民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援

⑶　支援調整会議

ア　プランを検討するため、自立相談支援機関が中心となって、熊本市及び前項イ各号に掲げるサービスを提供する事業者（以下「サービス提供事業者」という。）等の関係機関の担当者が参加する支援内容を調整する会議（以下「支援調整会議」という。）を設置し、プランが適切なものであるか確認を行うこと。

イ　支援調整会議においては、支援内容の確認のほか、支援に当たっての関係機関の役割についての調整を行うこと。

ウ　熊本市は、支援調整会議においてプランが了承された場合、それを基に支援決定を行うこと。

エ　自立相談支援機関は、熊本市の支援決定を受けたプランに基づき、具体的な支援サービスの提供等を行うこと。

オ　自立相談支援機関は、個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組について検討を行うこと。

⑷　プランに基づく支援の実施及び評価

ア　自立相談支援機関は、プランに基づき、自ら就労等に向けた支援を実施するほか、サービス提供事業者等の支援機関（以下「支援機関」という。）から適切な支援を受けられるよう、本人との関係形成や動機付けの促しをサポートすること。

イ　自立相談支援機関は、支援機関による支援が始まった後も支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状態等を随時把握し、原則月１回、支援状況等の確認、調整のための協議を行い、その結果を書面にて記録する。

ウ　自立相談支援機関は、おおむね３ヶ月、６ヶ月、１年等一定の期間ごとに、次に掲げる事項について整理し、支援調整会議にて評価を行うこと。

(ｱ)　目標の達成状況
(ｲ)　現在の状況と残された課題
(ｳ)　支援の終結又は継続に関する本人の希望、支援員の意見等

エ　評価の結果、支援を終結する場合にあっては、その後の支援機関との連携、地域の見守り等の必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行うこと。なお、特に短期間の就労経験しかない者等については、定期的なフォローアップを行うこと。

オ　評価の結果、プランを見直して支援を継続する場合は、改めてプランを策定すること。

⑸　住居確保給付金の申請受付及び当該対象者の就労支援

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則第２条に沿った申請の受付から支援調整会議に必要な書類の確認、就職活動に向けた面接相談を行なうこと。

２　自立相談支援機関は、本事業の効果的な実施のため、スクリーニング、プランの策定及びプランに基づく支援

の実施の各段階において、本市職員との十分かつ緊密な連携を図るものとする。

（様式）

第８条　自立相談支援機関は、相談支援に当たっては、次の表に掲げる様式を使用することとし、支援を行う者ごとに支援台帳を作成すること。ただし、支援対象者のうち、ホームレス及びホームレスになるおそれがある者にかかる様式については、別途定める。

様式第１号	相談受付・申込票
様式第２号	インテーク・アセスメントシート
様式第３号	支援経過記録シート
様式第４号	支援ケース一覧
様式第５号	プラン兼事業等利用申込書
様式第６号	評価シート
様式第７号	個人情報に関する管理・取扱規程
様式第８号	詳細アセスメント項目例
様式第９号	課題整理シート
様式第１０号	振り返りシート

（職員の配置）

第９条　自立相談支援機関は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる職員を配置することとする。

⑴　主任相談員

主に相談支援業務のマネジメント、相談支援員及び就労支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応等高度な相談支援を行うとともに、関係機関や地域への働きかけを担当する。

主任相談員は社会福祉士、精神保健福祉士若しくは保健師の資格を有する者又は福祉に関する専門的な知識と職業相談業務や福祉的就労支援等の経験を３年以上有する者とする。

⑵　相談支援員

主に生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を担当する。

相談支援員はキャリアカウンセラー、産業カウンセラーの資格を有する者又は社会福祉の経験を有する者若しくはカウンセリング経験等、相談支援の経験を有する者とする。

⑶　就労支援員

主に生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や就労準備支援事業の事業受託者を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を担当する。

就労支援員はキャリアカウンセラー、産業カウンセラーの資格を有する者又は社会福祉の経験を有する者若しくは就労支援の経験を有する者とする。

２　前項に掲げる職員は、厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講し、修了するよう努めなければならない。

（個人情報の取り扱い）

第１０条　本事業の実施に携わる職員及び自立相談支援機関は、支援対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、関係機関と個人情報を共有する場合は本人からあらかじめ同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いが適正になされなければならない。

（業務の報告）

第１１条　自立相談支援機関による業務報告については、別に定める。

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、本事業を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年１１月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年　３月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年　１月　４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　２年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　３年　２月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　６年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　６年　３月２６日から施行する。